

J R 東海 労 大 運 分 会	交差点	NO. 6 4 1 2 0 2 2 年 8 月 1 7 日 責 任 者 : 前 田 稔 発 行 : 教 宣 部
---------------------	------------	------------------------------------------------------------------

前田分会長への出向命令は

いったい何に基づくものなのか？

会社はその根拠をはっきり示せ！！

嘘をついて騙してまで出向通知をするな！！

8月8日、会社は前田分会長に対して三度目の出向通知を行ってきました。前田分会長の出向通知に関して

- ① 本社は本部の抗議に対して「専任社員就業規則6条の4に基づく出向通告じゃない」ことを明らかにしました。**
- ② 一方で関西支社は8月8日の苦情処理会議の中で「専任社員就業規則に基づく出向通告だと思われる」と主張。**

驚くことに会社内で全く違う見解を述べたのです。

前田分会長の新幹線関西サービック新大阪第二事業所への赴任予定日を9月1日と通知しましたが、前田分会長はその時にはすでに専任社員となっており、会社は就業規則28条の2項の「54歳原則出向」だとは言えないのです。

また、川村副所長は「専任社員雇用契約に基づく出向通告で、事前発令はない」と説明しました。

事前通知もしない、社員や家族の事情も聴こうとしない、何ら配慮もない、社員を蔑ろにする血も涙もない冷徹な会社の姿勢！

社員の皆さん！これが、冠たるJR東海会社の現実です！

会社は根拠の無い出向通告は撤回しろ！

前田分会長の三回目の出向命令を取消せ！